

移動等円滑化取組報告書（バスターミナル）

（令和 6 年度）

住 所 鹿児島県鹿児島市中央町 1 8 - 1

事業者名 南国交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩切 俊一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバスターミナル	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
老朽化時対応	・現状、移動円滑化に適合しているため、施設等が老朽化してきたら対応する。	特に必要なものは発生せず

② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
情報提供	・施設内のデジタルサイネージで提供	実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
介助必要者等の係員の支援	・介助必要者への乗降や案内等に関して係員が補助する。	実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ホームページの内容充実	・ホームページの案内図をわかりやすく表示する。	改善を行った

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
接遇に関する講習の実施	・全係員に対して、障がい当事者への声かけ・旅客支援に関する講習を行う	資料の配布

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発活動	・デジタルサイネージを活用し、情報提供を行う。	実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・他の交通機関と案内サイン等の表示を統一化する。・・・特に必要なものは発生せず

(3) 報告書の公表方法

・ホームページにて公表

(4) その他

--

II バスターミナルの移動等円滑化の達成状況（バスターミナルごとに記入）

(令和6年3月31日現在)

バスターミナルの 名称	所在都 道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	バース の数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設備 の設置の 有無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	乗降場 への対 応	リフト バスが 乗降 できる スペース または バース の数
鹿児島中央ターミナルビル	鹿児島市	2500人	○	○	3	○	○	○	○	○	1
計 (合計) ターミナル			1	1	3	1	1	1	1	1	1

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。	×
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3000人以上3万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第7号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

3. バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

7. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

8. 乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第2号の基準に適合する柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

9. リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第3号の基準に適合する数を記入し、(合計)にはその合計数を記入すること。

10. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

11. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

12. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。